

論文

小学校教員養成所卒業生に小学校教員  
検定受検の特典が付与された根拠

— 一九〇〇年代初頭を中心として —

On the rationale of granting the privilege of taking the  
Elementary School Teacher Qualification Test to the  
graduates from the elementary school teacher trainings  
schools: the case in the early 1900's

遠藤 健 治

一、はじめに

本稿は、小学校教員検定受検の特典付与に係る文部省の見解を探り、戦前日本における師範学校以外の小学校教員養成ルートの一つである小学校教員養成所の卒業生に、そうした特典が付与された根拠を説明することを課題としている。

まず、小学校教員養成所がいかなる小学校教員養成機関であったのか、またその制度的位置づけについて説明しておこう。小学校教員養成所は、郡市立准教員養成所などの名称でも知られるが、尋常小学校准教員にかぎらず、他の免許種も養成され、また郡市（教育会）にかぎらず、私人によっても設置された。そうした小学校教員養成所は、師範学校入学試験受験や小学校教員検定受検の予備教育を目的とする各種学校であった。そのため、師範学校と制度上矛盾することなく、小学校教員を養成することが可能となった。そして、その卒業生には、小学校教員検定受検の特典が付与された。これにより、小学校教員養

成所は、たんなる師範学校受験予備校や検定試験受験予備校とは一線が画された。

つぎに、戦前日本における小

学校教員免許状の取得方法に即し、小学校教員検定受検の特典について説明しておこう。戦前日本における小学校教員免許状の取得方法は、一九〇〇（明治三三）年勅令第三四四号「第三次小学校令」、および同年省令第一四号「小学校令施行規則」が制定された第三次小学校令期に整備された。それは、図一のように二つの方法に大別される。

一つは、①師範学校を卒業することである。いま一つは、②小学校教員検定に合格することである。そして②は、(1)無試験検定と(2)試験検定に分けられた。そのうち(1)は、文部省において法定した受検者の学職歴を法定した(2)は、文部省において受検者を法定せず、学力を検定した。そして(2)は、a 臨時試験検定と b (定期) 試験検定に分けられた。そのうち a は、本稿が言及する小学校教員養成所など、特定の

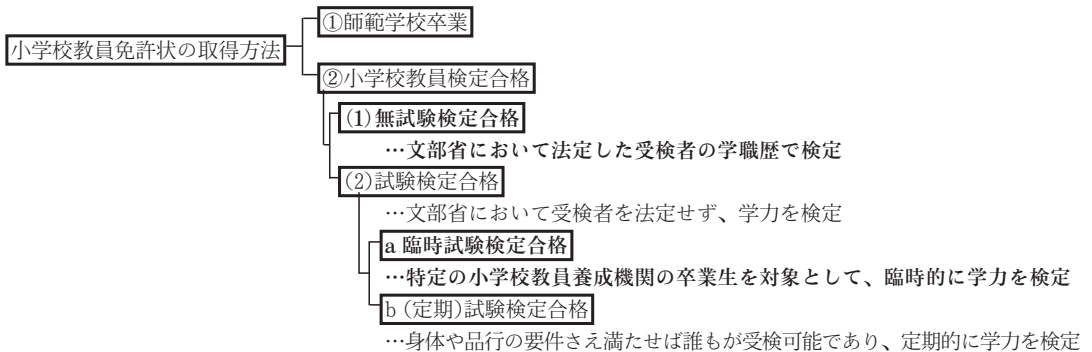


図1 戦前日本（第三次小学校令期以降）における小学校教員免許状の取得方法

小学校教員養成機関の卒業生を対象として、臨時的に学力を檢定した。bは、身体や品行の要件さえ満たせば誰もが受檢可能であり、定期的に学力を檢定した。本稿における小学校教員檢定受檢の特典は、(1)無試験檢定受檢とa臨時試験檢定受檢の特典をさす。

併せて、当該期における小学校教員の免許種についても説明してこう。当該期における小学校は、尋常小学校と高等小学校の二階梯からなっていた。そのうえで、小学校教員の職名および職務内容が、「小学校ノ教科ヲ教授スル者ヲ本科正教員トシ、其ノ教科目申中图画、唱歌、体操、裁縫、英語、農業、商業、又ハ手工ノ一科目、若ハ数科目ヲ限り教授スル者ヲ専科正教員トス」、また「本科正教員ヲ補助スル者ヲ准教員トス」とされた。これにより、小学校教員の免許種は、尋常、高等小学校において全科授業を担当する小学校本科正教員、尋常小学校において全科授業を担当する尋常小学校本科正教員、尋常、高等小学校において専科授業を担当する小学校専科正教員、尋常、高等小学校において正教員を補助する小学校准教員、尋常小学校において正教員を補助する尋常小学校准教員の五種類に分けられた。ところで、先行研究は、小学校教員養成所卒業生への小学校教員檢定受檢の特典付与についてどのように言及しているのか。小林正泰は、小学校教員養成所を含む各種学校の卒業生に特典が付与された経緯について、つぎのように述べている。<sup>3)</sup>

各種学校が法定の教則等に縛られないということは、その教育活動には大幅な自由が認められているということであったが、その一方で、各種学校卒業の学歴が上級学校との連絡や職業資格に原則として結びつかないという欠点があった。しかし、一部の整備された各種学校には、上級学校の受験資格や職業資格などが「特典」として付与され、各種学校の立場のまま限定的に制度化される事例が徐々に増えた。その結果、「特典」を得た各種学校は、実質的に制度化された学校と変わらない面を拡大させていった。

これは小学校教員養成所に限定するものではないが、その卒業生にも一九〇〇年前後から小学校教員檢定受檢の特典が付与され、小学校教員養成所は、「各種学校の立場」のまま、「制度化された学校」である師範学校に準ずる位置を占めるようになった。そして、これまで数多くの先行研究が、小学校教員養成所卒業生に小学校教員檢定受檢の特典が付与された事実を明らかにしている。一例として、梶山雅史は、京都府教育会付属教員養成所にみられた小学校教員檢定受檢の特典付与の様相について、つぎのように述べている。<sup>4)</sup>

教員養成所の本科卒業生は、卒業試験成績によって直に尋常小学校本科正教員となれる特典が付与された。……その結果、明治四〇年度において、尋常小学校免許状受領者は、明治四〇年三月の第一回卒業 女子六名、明治四〇年六月の第二回卒業 女子二十七名、明治四一年三月の第三回卒業 男子二十七名 女子二十六名 合計八六名となった。

もっとも、管見によれば、梶山をはじめ、小学校教員養成所卒業生に小学校教員檢定受檢の特典が付与された根拠を示す先行研究は皆無である。ただし、前述のように小学校教員養成所が小学校教員檢定受檢の特典付与を前提とした小学校教員養成機関であったことに照らせば、その根拠を説明することは、小学校教員養成所の戦前日本における小学校教員養成に果たした役割を考えるうえで、欠くことのできない基礎的な作業であると言える。また、それは、なぜ師範学校以外の小学校教員養成ルートが成立し得たのかを探る手がかりともなろう。そこで、本稿は、小学校教員免許状の取得方法が整備された第三次小学校令期、とりわけ一九〇〇年代初頭を対象として、『文部省例規類纂』にみられる文部省と道府県のやりとりのなかに、文部省の小学校教員檢定受檢の特典付与に係る見解を探り、小学校教員養成所卒業

生にそうした特典が付与された根拠を解明したい。

## 二、臨時試験検定受検の特典付与に係る根拠

まず、小学校教員養成所卒業生に臨時試験検定受検の特典が付与された根拠を、文部省の見解のなかに探っていこう。文部省は、「小学校令施行規則」第一〇六条において「試験検定ハ、毎年少クトモ一回之ヲ行ヒ」と定め、道府県に試験検定の実施を義務づけた。これに伴い、同規則第一〇八条から第一一二条において、免許種ごとの試験検定科目および程度を定めた。その際、身体や品行の要件さえ満たせば誰もが受検可能である（定期）試験検定に加え、特定的小学校教員養成機関の卒業生を対象とする臨時試験検定の実施も認めた。そうした特定的小学校教員養成機関のうちには小学校教員養成所も含まれ、文部省は、道府県が小学校教員養成所卒業生に臨時試験検定受検の特典を付与することを許可した<sup>5)</sup>。

そこで、これに係る文部省の見解を、文部省と道府県のやりとりのなかみにてみよう。一例として、愛知県は、一九〇一（明治三四）年二月、文部省につきのように照会した<sup>6)</sup>。

県下碧海郡ニ於テ、小学校准教員養成ノ目的ヲ以テ、……小学校准教員養成所ヲ設置スルノ計画有之、……該所ノ科程ヲ卒業シタル者ニ対シテハ、試験検定ヲ行ヒ、合格ノ者ニ限り、免許状ヲ授与スル見込ニ有之候、……此段及照会候也、

これによれば、愛知県は小学校准教員養成所の設置に際し、その卒業生を対象とする臨時試験検定を実施のうえ、合格者に准教員免許状を授与したいと申し出たことがわかる。この照会に対し、文部省は、「准教員養成所設置ノ件、御見込ノ通」と回答し、愛知県が小学校教員養成所卒業生に臨時試験検定受検の特典を付与することを許可した。なお、右は准教員免許状に係る回答であったが、正教員免許状の場合

も同様であった。そして、こうした文部省の見解を受け、たとえば岡山県は、「改正小学校教員検定ニ関スル規程」（一九〇四年県令第二八号）第一条において、つぎのように定めた<sup>8)</sup>。

第一条 小学校教員試験検定ハ、毎年十月之ヲ施行ス、但臨時施行スルコトアルヘシ、試験検定ノ期日及ビ試験場ハ、其都度之ヲ告示ス、但シ教員養成所設立者ノ申請ニ依リ臨時試験検定ヲ行フ場合ハ、此限リニアラス、

ところで、文部省は、道府県が小学校教員養成所卒業生のうち、「小学校令施行規則」第一一二条の該当者に数科目の受検を免除することも認めた。これにより、中学校や高等女学校といった中等程度の学校卒業という学歴を有する小学校教員養成所卒業生は、より高度の特典に浴することができた。文部省は、「小学校令施行規則」第一一二条において、「試験検定ヲ行フトキハ、……某科目ニ関シ同等級以上ノ学力アリト認メタル者ニ対シテハ、其ノ科目ノ試験ヲ欠クコトヲ得」と定めた。そして、その該当者として、「中学校、又ハ明治三十二年文部省令第三十四号（「公立私立学校認定ニ関スル規則」……引用者）ニ依リ、文部大臣ニ於テ中学校ト同等以上ト認メタル学校ヲ卒業シタル者」、「高等女学校ヲ卒業シタル者」などをあげた。当然、こうした学歴を有する小学校教員養成所卒業生は、「科目ヲ欠クコトヲ得」る対象となった。

では、道府県は、臨時試験検定に際し、いかにして中等程度の学校卒業という学歴を有する小学校教員養成所卒業生の試験検定科目を免除したのか。道府県は、それを「内規」に定めたのであろう。しかし、史料的な制約のため、現時点でそれを確認することはできない。そこで、小学校教員養成所学則に、臨時試験検定における科目免除の実際をみることにしよう。岡山県に設置された有漢教員養成所の例に照らせば、（高等女学校卒業を入学資格とする……引用者）小本正部は、卒

業後教育、音楽二科のみの臨時特別検定にて小本正免許状を下付」<sup>9</sup>。すると定められた。これによれば、高等女学校卒業の学歴を有する小学校教員養成所卒業生は、卒業時に教育科、音楽科の臨時試験検定に合格さえすれば、小学校本科正教員免許状を取得可能であったことがわかる。言い換えれば、高等女学校で学修しない教育科、ならびに音楽科以外の科目は、高等女学校での学修により代替可能と判断され、すべて免除された<sup>10</sup>。

### 三、無試験検定受検の特典付与に係る根拠

つぎに、小学校教員養成所卒業生に無試験検定受検の特典が付与された根拠を、正教員免許状と准教員免許状の場合に分け、文部省の見解のなかに探っていく。

(一) 正教員免許状の場合——入学時の学(職)歴による特典の付与——  
まず、正教員免許状の場合をみてみよう。あらかじめ結論に言及するならば、文部省は、道府県が小学校教員養成所卒業生に同所卒業という学歴により、「府県知事ニ於テ特ニ適任ト認メタル者」として、正教員免許状に係る無試験検定受検の特典を付与することを認めなかった。そこで、道府県は、小学校教員養成所卒業生に入学時の学(職)歴により、中学校や高等女学校といった中等程度の学校の卒業生として、そうした特典を付与した。

文部省は、「小学校令施行規則」第一〇七条において、無試験検定受検の該当者を法定した。同条を引用するならば、つぎのとおりである。

第一百七条 無試験検定ハ、左ノ各号ノ一ニ該当スル者ニ就キ、第

百八条乃至第一百二条ノ規定ニ対照シテ之ヲ行フ、……

一 師範学校、中学校、高等女学校教員免許状ヲ有スル者

二 他ノ府県ニ於テ授与シタル小学校教員免許状ヲ有スル者

三 文部省直轄学校ニ於テ、某科目ニ関シ、特ニ教員ノ職ニ適スル教育ヲ受ケテ卒業シタル者

四 中学校、又ハ明治三十二年文部省令第三十四号ニ依リ、文部大臣ニ於テ、中学校ト同等以上ト認メタル学校ヲ卒業シタル者

五 高等女学校ヲ卒業シタル者

六 其ノ他、府県知事ニ於テ特ニ適任ト認メタル者

さらに、文部省は、第六号の該当者について、同規則第一一八条において「府県知事ニ於テ、第一百七条第六号ニ該当スル者ニ小学校正教員免許状ヲ授与セントストキハ、文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ」と、知事が「特ニ適任ト認メタル者」に無試験検定により正教員免許状を授与する場合、文部大臣の認可が必要であると定めた。

これを受け、道府県は、特定の小学校教員養成機関の卒業生を「府県知事ニ於テ特ニ適任ト認メタル者」として、文部大臣の認可手続きを省略し、無試験検定により正教員免許状を授与したいと申し出た。一例として、長野県は、一九〇一(明治三四)年一二月、文部省につきのように稟請した<sup>11</sup>。

郡、若ハ教育会ノ事業トシテ裁縫教員ノ講習会ヲ開設セシメ、該講習会修了者中其成績優等ナル者ニハ、客年(一九〇〇年)……引用者) 御省令第十四号小学校令施行規則第一百七条第六号ニ依リ、無試験検定ニテ、裁縫ノ小学校専科正教員ノ免許状ヲ与へ度、……其都度小学校令施行規則第一百八条ニ依リ認可ヲ経ルノ手續ヲ略シ、予メ御認可相成度、此段稟請候也、

これによれば、長野県は裁縫教員講習会卒業生のうち、成績優良者を「府県知事ニ於テ特ニ適任ト認メタル者」として、無試験検定により小学校裁縫専科正教員免許状を授与するよう希望しているが、そう

した者ならば、文部大臣へその都度認可申請する手続きを省略し、あらかじめ認可を得た者として免許状を授与したいと申し出たことがわかる。つまり、「小学校令施行規則」第一〇七条第一号から第五号に該当しない特定の小学校教員養成機関の卒業生に、正教員免許状に係る無試験検定受検の特典を付与しようとするならば、第六号「府県知事ニ於テ特ニ適任ト認メタル者」として取り扱わざるを得なかったわけである。

しかし、文部省は、認可手続きの省略はもとより、「府県知事ニ於テ特ニ適任ト認メタル者」に無試験検定により正教員免許状を授与する場合、個別にその都度認可するものであり、特定の小学校教員養成機関を卒業することにより認可を与えるものではないとの見解を示した。そこで、文部省の回答を引用するならば、つぎのとおりである。<sup>12)</sup>

郡、若ハ教育会ノ事業トシテ開設セシメタル裁縫教員講習会終了者へ、小学校専科正教員免許状授与ニ際シ、其都度施行規則第一百八条ノ手続ヲ為ササルノ件ニ関シ御稟請相成候処、右第一百八条ニ依ル正教員免許状授与ノ義ハ、各個人ニ就キ履歴ヲ具シ、其都度御申請相成度筋ニ有之、御申出ノ如ク、修了者全体ニ対シ、予メ許否セラルヘキ限ニ無之ニ付、詮議不相成候条、御了知相成度、……依命、此段及御通牒候也、

これによれば、文部大臣が「府県知事ニ於テ特ニ適任ト認メタル者」に正教員免許状の授与を認可する場合、「各個人ニ就キ履歴ヲ具シ、其都度御申請」するものであり、「修了者全体ニ対シ、予メ許否セラルヘキ限ニ無之」と、裁縫教員講習会といった特定の小学校教員養成機関の卒業生を対象として、あらかじめ認可を決しておくものではない、すなわち、その卒業により認可を与えるものではないとの見解を示したことがわかる。当然、特定の小学校教員養成機関のうちには小学校教員養成所も含まれたであろう。そのため、文部省は、道府県が

小学校教員養成所卒業生に同所卒業という学歴により、「府県知事ニ於テ特ニ適任ト認メタル者」として、正教員免許状に係る無試験検定受検の特典を付与することを認めていなかったと推断される。<sup>13)</sup>

では、これを受け、道府県は、いかにして小学校教員養成所卒業生に正教員免許状に係る無試験検定受検の特典を付与したのか。道府県は、小学校教員養成所にあらかじめ無試験検定受検の該当者を入学させ、修了時には、その入学時の学（職）歴により、中学校や高等女学校といった中等程度の学校の卒業生などとして、そうした特典を付与した。一例として、岡山県は、「小学校教員養成所規程」（一九〇四年県令第二七号）において、小学校本科正教員養成所の入学条件を「官立中学校、高等女学校、及明治三十四年文部省令第三十四号ニ依り、中学校ト同等以上ト認メラレタル学校、并ニ私立高等女学校卒業生」と定めた。これらは、前述した「小学校令施行規則」第一〇七条第四号および第五号の該当者であることが確認される。そして、無試験検定受検の特典付与について、つぎのように定めた。<sup>14)</sup>

規定ノ学科ヲ修了シタルトキハ、……官立中学校、高等女学校、及明治三十二年文部省令第三十四号ニ依り、中学校ト同等以上ト認メラレタル学校、并ニ私立高等女学校卒業生ニ対シテハ無試験検定ヲ行ヒ、……相当ノ免許状ヲ授与ス、

これによれば、岡山県はあらかじめ無試験検定受検の該当者を小学校教員養成所に入学させ、修了時には、その入学時の学歴により、中学校や高等女学校といった中等程度の学校の卒業生として、正教員免許状に係る無試験検定受検の特典を付与したことがわかる。

(二) 准教員免許状の場合——小学校教員養成所卒業という学歴による特典の付与——  
つぎに、准教員免許状の場合をみてみよう。ここでも、あらかじめ

結論に言及するならば、文部省は、准教員免許状に係る無試験検定受検の特典付与に際し、特定の小学校教員養成機関の卒業生の取り扱いを道府県に委ねた。これを受け、道府県は、小学校教員養成所卒業生に同所卒業という学歴により、「府県知事ニ於テ特ニ適任ト認メタル者」として、そうした特典を付与した。

そこで、これに係る文部省の見解を探るため、一八九一（明治二四）年省令第一九号「小学校教員検定等ニ関スル規則」第七条第七款「其他、学力、品行等ニ関シ、府県知事ニ於テ特ニ適任ト認メタル者」に関する文部省と道府県のやりとりをまでさかのぼろう。一例として、徳島県は、一八九七（明治三〇）年一〇月、文部省につきのように稟請した<sup>16</sup>。

本県尋常師範学校簡易科卒業生……ノ内ニテ、品行方正、其学力、経歴等、特ニ小学校本科正准教員ニ適任ト認メタル者有之場合ニ於テハ、甲種検定ノ上、相当ノ免許状授与致度候条、特ニ御詮議相成度、此段予メ及稟請候也、

これによれば、徳島県が師範学校簡易科卒業生のうち、「品行方正、其学力、経歴等、特ニ……適任ト認メタル者」すなわち「府県知事ニ於テ特ニ適任ト認メタル者」に、「甲種検定」<sup>17</sup>すなわち無試験検定により、小学校本科正教員、あるいは准教員いずれか相当の免許状を授与したいと申し出したことがわかる。

この稟請に対し、文部省は、正教員免許状の場合、前述の長野県への回答と同様の見解をすでに示す一方、准教員免許状の場合、特定の小学校教員養成機関の卒業生の取り扱いを道府県に委ねるとの見解を示した。そこで、文部省の回答を引用するならば、つぎのとおりである<sup>18</sup>。

本年十月……稟請甲種検定施行者ノ件ハ、該処分ヲ要スヘキ者ニ

就キ、其都度伺出ヘシ、但准教員免許状授与ニ就キテハ、其県限リ処分スヘキ義ト心得ヘシ、

これによれば、文部省は正教員免許状の場合、「其都度伺出ヘシ」と回答し、前述の長野県への回答と同様の見解をすでに示す一方、准教員免許状の場合、「其県限リ処分スヘキ」と回答し、師範学校簡易科といった特定の小学校教員養成機関の卒業生の取り扱いを道府県に委ねるとの見解を示したことがわかる。つまり、特定の小学校教員養成機関の卒業生にその卒業という学歴により、「府県知事ニ於テ特ニ適任ト認メタル者」として、准教員免許状に係る無試験検定受検の特典を付与するか否かの判断を道府県に委ねたわけである。当然、特定の小学校教員養成機関のうちには小学校教員養成所も含まれたと推断される。そして、こうした見解は、第三次小学校令期にも踏襲された。そこで、再び岡山県の例に照らせば、岡山県は「改正小学校教員養成所規程」（一九〇八年県令第七号）において「尋常小学校准教員養成部……引用者）修了者ニ対シテハ、無試験検定ヲ行ヒ、……相当ノ免許状ヲ授与ス」<sup>19</sup>と定め、小学校教員養成所卒業生に同所卒業という学歴により、准教員免許状に係る無試験検定受検の特典を付与したことがわかる。

なお、後年文部省は、准教員免許状に係る無試験検定受検の特典付与の対象となる小学校教員養成所卒業生に制限を加えた。文部省は、一九一〇（明治四三）年四月、三重県につきのように通牒した<sup>20</sup>。

貴県令第十一号尋常小学校准教員養成所ニ関スル規程御申報相成候処、右規程第四条養成期間六箇月ノモノニ対シ、無試験検定ニテ尋常小学校准教員ノ免許状ヲ授与セラレ候ハ、明治四十年四月文部省令第十二号師範学校規程第七十条ニ照シ、期間短キニ失シ候ニ付、相当御変更相成度、依命、此段及通牒候也、

これによれば、准教員免許状に係る無試験検定受検の特典が付与される小学校教員養成所卒業生は、「師範学校規程」第七〇条「尋常小学校准教員タラントスル者ノ為設クル講習科、…講習期間ハ一箇年以上トス」に照らし、これと同等の修業期間を備える小学校教員養成所の卒業生に限定されたことがわかる。

#### 四、おわりに

以上、本稿は、小学校教員免許状の取得方法が整備された第三次小学校令期、とりわけ一九〇〇年代初頭を対象として、文部省の小学校教員検定受検の特典付与に係る見解を探り、小学校教員養成所卒業生にそうした特典が付与された根拠の解明に努めてきた。こうした基礎的な作業は、小学校教員養成所が小学校教員検定受検の特典付与を前提に成立したことに照らし、その戦前日本における小学校教員養成に果たした役割を考えるうえで欠くことができず、また小学校教員養成所を含めた師範学校以外の小学校教員養成ルートがなぜ成立し得たのかを探る手がかりにもなると考えたからである。

もっとも、本稿は考察を進めるうえで、いくつかの重要な観点が欠落していることも認めざるを得ない。たとえば、一九〇〇年代初頭というきわめて短期間を対象とするとどまり、以降、文部省の見解がいかに変遷したのかまでを視野に入れていない。また、文部省の見解をたどるに終始し、道府県がいかにそれを受容したのか、さらに実際いかに小学校教員養成所卒業生に小学校教員検定受検の特典を付与したのかにまで十分にふみ込んでいないなどである。

ただし、こうした不備を承知しながらも、本稿の考察により明らかとなった点を整理しておこう。まず、臨時試験検定受検の特典付与に係る根拠についてである。文部省は、第三次小学校令期に至り、「小学校令」および「小学校令施行規則」を制定し、小学校教員検定制度を整備するなか、道府県に（定期）試験検定の実施を義務づけた。さらに、特定の小学校教員養成機関の卒業生を対象とする臨時試験検定

の実施も認めた。そうした特定の小学校教員養成機関のうちには小学校教員養成所も含まれ、文部省は、道府県が小学校教員養成所卒業生に臨時試験検定受検の特典を付与することを許可した。また、「小学校令施行規則」のうちには、試験検定の科目免除該当者も法定された。これに伴い、その該当者である中学校や高等女学校といった中等程度の学校卒業という学歴を有する小学校教員養成所卒業生は、臨時試験検定受検に際し、科目免除というさらなる特典にも浴することができた。

つぎに、無試験検定受検の特典付与に係る根拠についてである。はじめに、正教員免許状の場合について言及しよう。文部省は、「小学校令施行規則」において無試験検定受検の該当者を法定した。そのうちには「府県知事ニ於テ特ニ適任ト認メタル者」を列記し、そうした者に無試験検定により正教員免許状を授与する場合、あらかじめ文部大臣の認可が必要であると定めた。これを受け、道府県は、特定の小学校教員養成機関の卒業生を「府県知事ニ於テ特ニ適任ト認メタル者」として、文部大臣の認可手続きを省略し、無試験検定により正教員免許状を授与したいと申し出た。しかし、文部省は、認可手続きの省略はもとより、「府県知事ニ於テ特ニ適任ト認メタル者」に無試験検定により正教員免許状を授与する場合、特定の小学校教員養成機関を卒業することにより認可を与えるものではないとの見解を示した。これに照らし、文部省は、道府県が小学校教員養成所卒業生に同所卒業という学歴により、「府県知事ニ於テ特ニ適任ト認メタル者」として、正教員免許状に係る無試験検定受検の特典を付与することを認めていなかったと推断される。そこで、道府県は、小学校教員養成所にかじめ無試験検定受検の該当者を入学させ、修了時には、その入学時の学（職）歴により、中学校や高等女学校といった中等程度の学校の卒業生などとして、無試験検定受検の特典を付与した。

続いて、准教員免許状の場合について言及しよう。文部省は、准教員免許状に係る無試験検定受検の特典付与に際し、特定の小学校教員

養成機関の卒業生の取り扱いを道府県に委ねた。これを受け、道府県は、小学校教員養成所卒業生に同所卒業という学歴により、「府県知事ニ於テ特ニ適任ト認メタル者」として、准教員免許状に係る無試験検定受検の特典を付与した。なお、後年、特典の対象となる小学校教員養成所卒業生は、師範学校講習科に準ずる養成内容を備えた小学校教員養成所の卒業生に限定された。

そして、これら本稿の成果をふまえ、今後の課題にも触れておこう。小学校教員養成所卒業生への小学校教員検定受検の特典付与に係る文部省の見解を探るにあたり、二つの画期が認められる。一つは本稿の対象である「小学校令施行規則」の制定された一九〇〇（明治三三）年、いま一つは同規則第一一八条が削除された一九二一（大正一〇）年である。その第一一八条とは、前述のとおり、道府県が「府県知事ニ於テ特ニ適任ト認メタル者」に無試験検定により正教員免許状を授与する場合、文部大臣の認可が必要であると定める条文であった。つまり、同条削除以降、道府県は、文部大臣の認可を経ることなく、「府県知事ニ於テ特ニ適任ト認メタル者」に無試験検定により正教員免許状を授与することが可能となったわけである。もちろん、これに際し、文部省は、道府県が安易に正教員免許状を授与することのないよう通牒した<sup>21</sup>。しかし、その実態はいかなるものであったのか。奇しくも、先行研究は、同条が削除された一九二〇年代以降、無試験検定合格者が増加傾向となったことを指摘している<sup>22</sup>。果たして、これは何を意味するのか。道府県は、第一次大戦前後の小学校教員志望者の激減期を脱しつつも、依然として小学校教員不足に苦慮するなか、「小学校令施行規則」第一一八条の削除を機として、「府県知事ニ於テ特ニ適任ト認メタル者」の取り扱いに裁量を発揮し、無試験検定を実施したのではないか<sup>23</sup>。そして、それが、小学校教員養成所、また他の師範学校以外の小学校教員養成ルート<sup>24</sup>の卒業生にもおよび、無試験検定合格者増加の一翼を担ったのではないか。しかし、これは、あくまでも推測の域を出ない。そこで、今後は、「小学校令施行規則」第

一一八条の削除された一九二〇年代以降における文部省の小学校教員検定受検の特典付与に係る見解を探り、道府県がいかに小学校教員養成所卒業生にそうした特典を付与したのかを解明することを課題としたい。

## 註

1 小学校教員養成所の制度的位置づけについては、加島大輔「明治三〇年代における小学校教員養成制度構想——師範教育令改正作業と教員養成制度の原則をめぐる動向——」（『愛知大学教職課程研究年報』創刊号、二〇一一年）ほか諸論稿、および土方苑子編『各種学校の歴史的研究』（東京大学出版会、二〇〇八年）などを参照した。

なお文部省は、小学校教員養成所のうち、郡市立准教員養成所すなわち公設小学校教員養成所を、「臨時ノ施設ニ係リ、短期ノモノナラハ、学校トシテ取扱ハサルモ差支ナシ」と、かならずしも「学校」として取り扱うよう求めてはいなかった（文部大臣官房文書課編『自明治三十年至大正十二年文部省例規類纂』、一九二四年、三七五頁）。

2 小学校教員養成所卒業生に小学校教員検定受検の特典が付与されたことは、小学校教員養成所がたんなる師範学校受験予備校や検定試験受検予備校とは一線を画する小学校教員養成機関であったことを意味する。しかし、特典が付与されたとはいえ、小学校教員養成所卒業生は、あくまでも小学校教員検定に合格しなければ免許状を取得することができなかった。これにより、小学校教員養成所卒業生の質的な保証がめざされるとともに、卒業生が無検定により免許状を取得することのできた師範学校（本科）と比べ、小学校教員養成所の機能が限定的であったことがわかる（加島大輔「明治期の府県における小学校教員養成と教員養成所」〔日本教師教育学会第一五回研究大会配付資料、二〇〇五年〕、「明治後期における小学校教



員養成と教員養成所」(教育史学会第五〇回大会配付資料、二〇〇六年)。

3 小林正泰「学校制度体系と各種学校」(前掲註1、『各種学校の歴史的研究』六七頁)。

4 梶山雅史「京都府会の教員養成事業」(本山幸彦編『京都府会と教育政策』日本図書センター、一九九〇年)四八六頁。

5 文部省は、およそ一九〇〇年に至るまで、道府県が小学校教員養成所卒業生に臨時試験検定受検の特典を付与することを認めなかった。佐藤幹男は、その理由として、文部省が師範学校講習科とそれ以外の小学校教員養成機関を明確に区別する意図があったからであると指摘している。もっとも、次第にそうした意図は解消され、結果として、一九〇〇年前後から、小学校教員養成所卒業生にも臨時試験検定受検の特典付与が認められるようになった。ただし、後述するように小学校教員養成所卒業生に付与された臨時試験検定受検の特典は、師範学校講習科卒業生に付与されたそれよりも低度に抑えられた(佐藤幹男『近代日本教員現職研修史研究』風間書房、一九九九年、二三五―二三七頁)。

6 前掲註1、『自明治三十年至大正十二年文部省例規類纂』、三二二頁。

7 同前。

8 山上峰次『岡山県小学校教員検定受験案内』竹内教育書房、一九〇五年、七頁。

9 蛭田禎男『有漢教員養成所』有漢町教育委員会、一九八五年、七頁より重引。

10 文部省は、「小学校令施行規則」第一二三条において、「小学校教員講習科ヲ卒リタル者」もあげた。なおかつ、「小学校教員講習科ヲ卒リタル者ニ対シ、……小学校令施行規則第一百三條ニ依リ、全科目ノ試験ヲ欠ク」ことも認めた。これによれば、師範学校講習科卒業生は、臨時試験検定に際し、全科目免除の特典に浴することが

できたことがわかる。つまり、同じ高等女学校卒業生であっても、有漢教員養成所に入学した者は教育科、音楽科の試験検定に合格することが求められ、師範学校講習科に入学した者は全科目が免除され得たわけである。文部省は、養成免許種や養成内容などがしばしば重複することから、道府県に師範学校講習科をもって小学校教員養成所の標準とするよう指導した。しかし、小学校教員養成所卒業生に付与された臨時試験検定受検の特典は、師範学校講習科卒業生のそれよりも低度に抑えられた。それは、文部省が各種学校である小学校教員養成所を、師範学校講習科よりも低位に位置づけていたからではないか。しかし、これは、現時点では推測の域を出ない。今後の検討課題としたい(前掲註1、『自明治三十年至大正十二年文部省例規類纂』、七四七頁)。

11 同前、三四二頁。

12 同前、三四二―三四三頁。

13 牧昌見は、文部省が無試験検定受検の該当者として「府県知事ニ於テ特ニ適任ト認メタル者」を列記した目的を、「現職教員に無試験検定により上級免許状を授与する」ことにあったと説明している。また、笠間賢二も、つぎのように説明している。

この特別検定にはきわめて強い報奨的意味合いが込められていたということが出来る。何に対する報奨かといえば、長年の勤続に対する報奨であり、地道な研鑽の蓄積に対する報奨であり、そうしたことの成果としての優良な実績を収めたことに対する報奨であった。

これら先行研究に照らせば、文部省が無試験検定受検の該当者のうちに「府県知事ニ於テ特ニ適任ト認メタル者」を列記した目的は、現職教員を対象とした免許状の上進にあったことがわかる(牧昌見『日本教員資格制度史研究』風間書房、一九七一年、二二―二頁、笠

問賢二「小学校教員無試験検定に関する研究——宮城県を事例として——」（『宮城教育大学紀要』四二、二〇〇八年、一八九頁）。

14 『岡山県報』第八九号、一九〇四年三月三十一日。

15 同前。

16 前掲註1、『明治三十年至大正十二年文部省例規類纂』、四四頁。

17 甲種検定は、「学力試験ニ依ラス、単ニ従来ノ資格等ニ依リテ認定スル」検定方法であり、無試験検定の前身であった。

18 前掲註1、『明治三十年至大正十二年文部省例規類纂』、四四頁。

19 『岡山県報』第一三五号、一九〇八年二月一〇日。

20 前掲註1、『明治三十年至大正十二年文部省例規類纂』、七四八頁。

21 文部省は、「小学校令施行規則」第一八条を定めるに際し、認可の基準を示すため、「小学校正教員免許状授与申請ニ対スル調査標準」（一九〇〇年文部省普通学務局通牒子普甲二八三四号）を道府県に通牒した。以降、調査標準は、変遷を遂げながらも、「小学校令施行規則」第一八条が削除されるとともに廃止された。しかし、文部省は、改めて「小学校教員免許状授与調査標準及報告方」（一九二二年文部省普通学務局通牒発普三二〇号）を通牒し、道府県が安易に「府県知事ニ於テ特ニ適任ト認メタル者」に無試験検定により正教員免許状を授与することを禁じた。

22 たとえば、釜田史「小学校教員無試験検定制度に関する研究——秋田県を事例として——」（『日本教育史学会紀要』四、二〇一四年）七頁。

なお、無試験検定合格者の増加は、その対象者の拡大や、増加する中学校および高等女学校卒業生を対象として、道府県が一九二〇年前後から各種講習会を頻繁に開催した結果、中等程度の学校の卒業生が無試験検定により免許状を取得したことも大きな要因であったと思われる。

23 本稿における考察で明らかにしたように、「小学校令施行規則」

第一〇七条第六号に「府県知事ニ於テ特ニ適任ト認メタル者」が列記された目的は、現職教員を対象として、免許状を先進させることにあった。しかし、時期がさがるにつれ、これによって説明することのできない事例も認められるようになる。たとえば、沢井正美は、大分県における膳宮学館という私立中等学校の卒業生に尋常小学校本科正教員免許状に係る無試験検定受検の特典が付与された根拠について、一九二八（昭和三）年大分県告示第一六七号「膳宮学館優等卒業生ニ対シ、小学校令施行規則第七百七条第六号ニ依リ、尋常小学校本科正教員ノ無試験検定ヲ行フ」によるものであったと説明している。こうした事例は、本稿における考察の結果とは相容れないことがわかる。そこで、同規則第一八条が削除された一九二一（大正一〇）年以降、道府県が「府県知事ニ於テ特ニ適任ト認メタル者」の取り扱いに裁量を発揮し、無試験検定を実施したのではないかと推測されるのである。

また、これは、近年、たとえば釜田史などが仮説的に提起する「小学校教員無試験検定認定校」の存在とも関連づくとと思われる。釜田の問題提起は、これまで「通常の無試験検定とは異なる無試験検定が学校別に実施」された事実が言及されてこなかったか否かは別として、前掲註22の論文とともに、先行研究の蓄積の薄い一九二〇年代以降を対象に、右のような無試験検定のあり方をたんなる事実として述べるにとどめず、その根拠や仕組みまでを視野に入れて解明しようとする意味において、また本来小学校教員養成とは関係のない教育機関を師範学校以外の小学校教員養成ルートの一つとして研究の俎上に載せる意味において重要である。しかし、「認定校」とは、右の膳宮学館や、佐藤尚子による「無試験検定校」とどのように異なるのかなどが判然としない。これについては、釜田自身が述べているように「認定校」という概念の構築が今後の課題になると思われる（沢井正美「膳宮学館の成立と展開」野村新、佐藤尚子、神崎英紀編『教員養成史の二重構造的性質に関する実証的

研究——戦前日本における地方実践例の解明——』溪水社、二〇〇一年）五六頁、なお「認定校」については、井上恵美子「小学校教員免許状制度における無試験検定校のルート」、釜田史「小学校教員無試験検定認定校に関する事例研究——秋田県の場合——」、丸山剛史「静岡県の初等教員養成と初等教員検定」（研究代表者丸山剛史『戦前日本の初等教員養成における初等教員検定の意義と役割に関する通史的事例研究』、課題番号二三三〇九八四、平成二三年度～平成二五年度科学研究費補助金（基盤研究C）研究成果報告書、二〇一四年）を、また「無試験検定校」については、佐藤尚子、後藤靖宏、神崎英紀、山崎清男「大分県における教員養成史研究——師範教育と非師範教育」（大分大学教育学部教育研究所編『教育研究所報』二四、一九九五年）、佐藤尚子、松本裕司「大分県における女性教員養成の歴史」（『大分大学教育学部研究紀要』一八（二）、一九九六年）を参照した。

